

# 経営財務かわら版

一步先を目指す経営者のための情報紙

第 145 号

令和 7 年 8 月号

発行：税理士法人杉田会計アソシエイツ  
〒163-0644  
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿ヒューズビル 44F  
TEL(03)5322-3591 FAX(03)5323-3660

令和 7 年度の税制改正と社会保険の改正により、いわゆる「年収の壁」の基準が変わります。この改正は、物価上昇局面における税負担を調整する観点と、働き方改革や少子高齢化に伴う労働力不足を背景に行われます。特に、非正規雇用者やパートタイム労働者が、年収増により所得税・社会保険料の負担が過大になることを避けるため、働きやすい環境を整える必要があります。

Q. 令和 7 年度の改正で「年収の壁」はどのようにかわるのでしょうか。

## A. ①103 万円の壁は、160 万円になります。

### (1)所得税の給与所得控除と基礎控除の引き上げ

所得税の給与所得控除が 55 万円から 65 万円に引き上げられ、基礎控除は合計所得金額が 132 万円以下の場合 48 万円から、95 万円（原則 58 万円 + 特例 37 万円）に引き上げられました。合計で 160 万円（65 万円 + 95 万円）になります。

これまで、103 万円を意識して出勤日数を調整していたパート従業員などは、令和 6 年までと比較をして 57 万円分多く働いても、従業員本人の所得税はかからないことになります。

### (2)令和 7 年・8 年は特例措置で合計所得金額が 132 万円を超えても基礎控除に上乗せ

合計所得金額が 132 万円を超えている場合でも、令和 7 年、8 年においては特例措置として、下記の表のとおり段階的に減額しつつも一定の金額まで基礎控除は上乗せされます。

所得税の壁を超えるくらいの給与所得を得るようになった場合でも、基礎控除の面では急激に税負担が増えないようになります。

本人の合計所得金額 (給与所得控除後の金額)	所得税の基礎控除		
	現状	令和 7・8 年	令和 9 年以後
132 万円以下	48 万円	95 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下		88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下		68 万円	
489 万円超 655 万円以下		63 万円	
655 万円超		58 万円	

(2,350 円超は省略)

## ②106 万円の壁・130 万円の壁は撤廃へ（令和 7 年 6 月 13 日年金改革法成立）されます。

### (1)106 万円の壁（従業員 51 人以上の会社）

現行制度では、従業員 51 人以上の会社で働く従業員で下記の要件を満たす場合、社会保険に加入する必要があります。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ② 2 カ月以上継続して雇用される見込み
- ③ 賃金が月額 8.8 万円（8.8 万円×12 カ月≒106 万円）
- ④ 学生でない

いわゆる「106 万円の壁」として認識されていた、③ 月額 8.8 万円以上の要件は、3 年以内に撤廃されます。上記の要件を満たした場合、給与収入が 106 万円未満であっても社会保険への加入が必要になります。

### (2)130 万円の壁（従業員 50 人以下の会社）

年収が 130 万円以上になると、親や配偶者などの社会保険の扶養から外れ、本人が自分で社会保険料を支払うことになります。従業員数 50 人以下の会社では、こちらが課題でした。令和 9 年 10 月からは短時間労働者の社会保険加入が必要となる企業規模要件が下記のように段階的に引き下げられ令和 17 年 10 月からは企業規模要件が撤廃されます。

時期	従業員数
令和 9 年 10 月	36 人以上
令和 11 年 10 月	21 人以上
令和 14 年 10 月	11 人以上
令和 17 年 10 月	撤廃